

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2024年度版 建築工事共通仕様書 改訂概要

全般		•各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直			
1 総則	1.1	1.1.3	用語	l これまで不明確であった「品質計画」を追加。 m これまで不明確であった「品質管理」を追加。	
	1.2	1.2.6	施工中の安全確保	a 建設工事公衆災害防止対策要綱の改定に伴い、告示の名称を改訂。 d (2) 表現の適正化のため、「緊急を要しない場合は」に改訂	
		1.2.9	災害等発生時の安全確保	表現の適正化のため、「人命の安全確保を全てに優先させる」に改訂	
		1.2.10	施工中の環境保全等	c d 2023年版では「1.2.11発生材の処理等」と重複した部分があったため、その部分を削除	
		1.2.11	発生材の処理等	b (3) 表現の適正化のため、「再利用及び再資源化を図るもの」に改訂 b (6)イ) 表現の適正化のため、「石綿則及び大気汚染防止法並びに石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルに基づき、適切に行う。」に改訂 b (6)ロ) 表現の適正化のため、「製造業者」を「製造者」に改訂 b (6)ハ) 表現の適正化のため、「イ及びロ」を「イ)及びロ)」に改訂 b (7)ロ) 規定の適正化のため、「係員」を「発注者」に改訂 c (1) 規定の適正化のため「最終処分場」を「最終処分場、」に改訂 c (2) 規定の適正化のため、「ア)」を「(1)」に、「処理計画では」を「なお、処理計画では」に改訂 c (4)、c (4)イ) 表現の適正化のため、「建設廃棄物の運搬及び処分の委託」を「建設廃棄物の運搬、処分等の委託」に改訂 c (4)イ) 表現の適正化のため、「廃棄物処理法で定める」を「廃棄物処理法に基づく」に改訂 c (4)ニ) 表現の適正化のため、「処分の委託先」を「処分又は再生の委託先」に改訂 c (4)ホ) 電子マネーフレストの場合でも最終処分終了の確認は必要のため、記述を大幅に改訂 c (4)ヘ) 受注者自らが運搬する場合の記述が無かったため、項目を追加 d (1)イ) 表現の適正化のため、「製造所名」を「製造者名」に改訂 d (2) 規定の明確化のため、「ア)の調査に基づき、」を削除 d (4)ホ) 電子マネーフレストの場合でも最終処分終了の確認は必要のため、記述を大幅に改訂	
		1.3	1.3.6	性能規定	法改正から年数が経ち、特記の必要性も無くなったため削除
		1.5	1.5.3	契約不適合の検査	民法改正に伴い「瑕疵担保」を「契約不適合」に改訂 a 上記に伴い、記述を大幅に改定
		1.7		SI単位	既にSI単位は十分に普及しているため削除
	4 地業工事	4.1	4.1.3	施工計画書	施工計画書に記載する項目を整理
			4.1.5	記録及び報告書	a 施工記録の作成及び報告書の提出時期を追記し、施工記録の項目は4.2～4.7の地業ごとに整理 b 報告書の項目を整理
		4.2	4.2.4	施工記録	既製コンクリート杭地業の場合の施工記録の項目を整理
		4.3	4.3.4	施工記録	鋼杭地業の場合の施工記録の項目を整理
		4.4	4.4.5	施工記録	場所打ちコンクリート杭地業の場合の施工記録の項目を整理
		4.5	4.5.4	施工記録	場所打ち鉄筋コンクリート地中壁地業の場合の施工記録の項目を整理
		4.6	4.6.4	施工記録	地盤改良地業の場合の施工記録の項目を整理
		4.7	4.7.4	施工記録	砂利・捨てコンクリート地業の場合の施工記録の項目を整理
5 鉄筋工事	5.2	5.2.1	鉄筋	JIS G 3112：2020の改正に合わせ、SD295AとBの区分を廃止	
	5.3	5.3.1	鉄筋の加工及び組立て	5.3.1.2表 JIS G 3112：2020の改正に合わせ、SD295AとBの区分を廃止 5.3.3.1表 JIS G 3112：2020の改正に合わせ、SD295AとBの区分を廃止	
		5.3.3	継手及び定着	5.3.3.5図(c) ハンチのない場合のほり中央下端筋の余長を15dから20dに改訂 5.3.3.5図(e) 小ばりの中央下端筋の余長を15dから20dに改訂 5.3.3.6図(b) 基礎ばりに床板がつく独立基礎の場合の基礎ばり中央下端筋の余長を15dから20dに改訂 5.3.3.6図(c) 連続基礎及びべた基礎の場合の基礎ばり中央上端筋の余長を15dから20dに改訂	
6 コンクリート工事	6.3	6.3.3	設計基準強度及び気乾単位容積質量	設計基準強度を48N/mm ² に拡大	
		6.3.6	耐久性を確保するための材料・調合に関する規定	水セメント比の最大値で普通エコセメントを55%に改訂	
	6.4	6.4.2	調合管理強度	調合管理強度を式で示し、設計基準強度拡大に伴い36N/mm ² 超の構造体強度補正値の標準値を追加	
	6.5	6.5.4	養生	6.5.4.1表を計画供用期間に応じた湿潤養生の期間に改訂	

6	コンクリート工事	6.6	6.6.2	部材断面の位置及び断面寸法の許容差	6.6.2.1表のコンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値に傾斜を追加 断面寸法の許容値を改訂
			6.6.3	表面の仕上がりの状態及び欠陥部の補修	仕上りの平坦さの標準値として、6.6.3.1表を追加 コンクリートの許容ひび割れ幅を追加
		6.9	6.9.1	一般事項	適用期間の基準を追加
			6.9.3	計画調査の定め方	空気量の標準範囲を追加
		6.10	6.10.3	計画調査の定め方	構造体強度補正値の標準値として6.10.3.1表を追加
			6.10.4	製造及び運搬	受入れ時のスランプを追加
		6.12	6.12.3	調査及び製造	流動化コンクリートのスランプフローとして6.12.3.2表を追加
		6.13	6.13.1	一般事項	設計基準強度を48N/mm ² を超え80N/mm ² 以下に改訂
			6.13.3	品質	受入れ時のスランプフローの標準値を追加
			6.13.4	調査及び製造	6.13.4.1表の構造体強度補正値の標準値のセメントの種類を改訂
	6.13.6	養生	6.13.6.1表の湿潤養生期間を改訂		
	6.13.8	品質管理	6.13.8.1表のスランプの許容差の記載を削除		
	6.15	6.15.6	品質管理	品質管理を追加	
	6.17	6.17.1	一般事項	塩害環境の区分を特殊劣化環境の区分に改訂	
	6.18	6.18.2	材料	再生骨材Hの記載を削除	
9	防水工事	9.7	9.7.1	材料	a JASSではC-UIとC-UPの材料の種類は明示されておらず、9.7.2で種別として選定するため削除 b 水の表現を適正化
			9.7.2	種別	種別による性能等に差がないため、施工者が任意に選択したうえ係員の承諾を得るものとして改訂 9.7.2.1表 注書きの表現を適正化
			9.7.3	工法	a(2) 下地材の状態について規定を追加 b(1) 特記が無い場合は、あらかじめ目地棒を設ける工法に改訂 b(1)(2) 充てん材料について、JASSと整合を図り規定を明確化
		9.8	9.8.4	シーリング材の試験	b(1) JASS改訂に合わせ、「マスキングテープ等」に改訂すると共に規定を明確化 9.8.4.1図 同上
12	木工事	12.2	12.2.5	防虫剤	防虫剤に関する項目を追加
13	屋根及びとい工事	13.4	13.4.2	材料	文書訂正 JIS H 4600「チタン及びチタン合金の-板及び条」 文書訂正 JIS A 9511「発砲プラスチック保温材」
14	金属工事	14.3		表面処理及び防せい処理	14.3.1表 溶融亜鉛めっきの付着量表記を記号表記に変更修正 14.3.3表 電気亜鉛めっきの種類と使用箇所の表を削除
15	左官工事	15.1	15.1.8	ひび割れ防止	躯体のひび割れ誘発目地部分等には目地の設置を必須とするなどの追記
		15.2	15.2.1	材料	ラスの規格の修正、材料の追記や項目の再整理等
			15.2.2	施工一般	表題について、工法を施工一般に修正 コンクリート下地に目荒らし工法の追記、項目の再整理等
		15.3	15.3.2	材料	既調合材料、吸水調整剤の規格を追記、項目の再整理等
		15.4	15.4.2	材料	既調合プラスターを追記、適用する材料の再整理等
			15.4.3	調査及び塗厚	15.4.3.1表の注記に、せっこうボード類下地の場合と中塗りについて追記
		15.5	15.5.3	工法	下地となる床コンクリート面の直均しの程度を追記、項目の再整理等
	15.6	15.6.2	工法	各項目の再整理等	
16	建具工事	16.1	16.1.2	一般事項	建具性能の確保に関する記載を変更修正
			16.1.4	建具の性能	建具強度に関する記載を変更修正
		16.2	16.2.3	材料	文書の一部修正
		16.3	16.3.3	材料	文書の一部修正
		16.5	16.5.4	製作取付け	16.5.4.1表 項目の変更修正
		16.6	16.6.5	製作取付け	16.6.5.1表 項目の変更修正
		16.8	16.8.3	鍵	鍵本数等の追加
		16.10	16.10.2	形式・機構	d、e 重量シャッター機構・性能に関する文書を変更修正
		16.12	16.12.4	形状・仕上げ	16.12.4.1表 厚さ数値の変更修正
		17	ガラス及びプラスチック工事		
17.3	17.3.1			材料	削除
	17.3.2			接断及び加工	削除
		17.3.3	各部一般工法	削除	
19	塗装工事				素地ごしらえ JIS規格追記
20	内装工事	20.4	20.4.1	畳敷き	JIS名称改訂との整合 JIS5917「衝撃緩和型畳床」を追加
21	外装カーテンウォール工事	21.5	21.5.2	プレキャストコンクリートカーテンウォール	d、e 文書と図を削除
23	外構工事	23.2	23.2.3	路床	b、c 文追記
			23.2.6	コンクリート舗装	h 文追記 23.2.6.2表 追加
			23.2.7	コンクリート平板舗装	a 文字追記
			23.4.2	排水工事	a 文追記 23.4.2.1表 文字追記 b、c 文追記
24	植栽工事	24.2		植栽基盤～	大幅内容改訂

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2024年度版 建築改修工事共通仕様書 改訂概要

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直			
改1 総則	改1.3 改1.7	改1.3.6 SI単位	性能規定	共通仕様書の本編から削除されたため、改修からも削除 共通仕様書の本編から削除されたため、改修からも削除
改3 防水改修工事	改3.2			項目と内容の整合を図るため項目を「既存防水層等の撤去及び既存下地の処理」に改訂
		改3.2.1	一般事項	a 改修部における、本章の「既存材料の撤去」と改9章の「石綿含有建材の撤去」の取扱いを明確化
		改3.2.2	材料	d 表現の適正化のため「その他の材料」に改訂
		改3.2.5	ルーフトレン廻りの処理	b 表現の適正化のため、「撤去した端部」を「撤去をした端部」に改訂
	改3.9	改3.9.2	工法	d(2) 規定の適正化のため「水はけよく、床面より下げて取付け、……モルタルを充てんする。」に改訂
改9 石綿(アスベスト)含有建材の除去	改9.1		一般事項	改9.1.1表 石綿(アスベスト)含有建材と製造時期にシーリング材を追記